

## 2017年（平成29年）第6回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）6月14日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）6月16日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）6月29日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 大会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について  
議案第7号 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 6 出席委員  
1番 坂本忠士                      2番 藤井照正                      3番 若井久夫  
4番 岡本卓也                      5番 森矢重則                      6番 林内公二  
7番 谷邊博人                      8番 平勝義                      9番 宮澤満志  
10番 岡田克彦                      11番 安原理雄                      12番 江草豊明  
13番 宮迫主政                      14番 大元教義                      15番 小林正勝  
16番 桑田恒二                      17番 谷本耕造                      18番 高垣勲  
以上18名
- 7 欠席委員
- 8 その他の出席者
- 9 事務局出席職員  
事務局次長                      羽原知洋                      松永出張所                      藤原真治  
北部出張所                      宮川一樹                      新市出張所                      山縣葉二  
神辺出張所                      藤井勝俊                      事務局                      杉原信広  
事務局                      村上裕信                      事務局                      平田純雄  
以上8名

## 10 議事内容

午前 10時02分開会

事務局次長	それでは、ただいまから2017年（平成29年）第6回農地部会を開会いたします。谷邊部会長，会議の進行につきまして、よろしくお願ひいたします。
部会長	— 開会あいさつ —
議長 (7番)	それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定により、議長を務めさせていただきます。 はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、18名全員出席ですので、本会議は成立します。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号9番の宮澤満志委員と議席番号12番の江草豊明委員をお願いいたします。 議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	それでは、2017年（平成29年）第6回農地部会議案書追加事項等についてご説明します。 まず、追加議案第7号として、「農地等の現況に係る照会に対する回答について」広島地方裁判所福山支部から1件照会が、平成29年6月21日付けでありましたので、上程しております。内容は、記載のとおりです。 次に、追加報告として、「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」1件、申請取下げ願ひがありましたので、追加しております。内容は、記載のとおりです。 次に、訂正、取下げ事項ですが、1ページ1番の渡人住所欄、大阪市枚方市を大阪府枚方市に訂正。8ページ8番の転用目的欄、露天駐車を露天駐車場及び庭に訂正。10ページ2番が取下げ。20ページ54番の借受人の経営面積欄1,642を7,315に訂正。30ページ8番の備考欄、53ページ1番と関連を52ページ1番と関連に訂正。46ページ54番の渡人住所欄、西新涯町二丁目15番38-5を水呑町541番地7に訂正。受人住所欄、水呑町187番地を水呑町中村奥187番地に訂正。49ページ表題部の「農地法施行規則第29条第16号の規定による協議書の受理について」を「農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による協議書の受理について」に訂正。 以上です。

議 長

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2 番

(藤井)

それでは、東部地区の審議内容について報告します。

東部地区では、6月23日の午前9時から関係者により現地調査を行い、午前10時50分から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号1件、議案第3号1件、議案第4号1件、議案第5号2件、議案第7号1件の合計6件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」1ページ1番について報告します。

引野町の譲受人が、大阪府枚方市の譲渡人から引野町の畑1筆33㎡を譲受け、野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番

(岡本)

それでは、西部地区の審議内容について報告します。

西部地区では、6月26日の午前10時から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名中8名の出席により、議案第1号8件、議案第2号1件、議案第3号8件、議案第4号11件、議案第5号1件、議案第6号9件の合計38件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの2番から3ページ9番について報告をします。

2番は、山手町の受人が、申請地に3年間の賃借権を設定して同町の渡人から借受け、野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

3番は、山手町の受人が、大阪府堺市の渡人から申請地の持分3分の1について贈与を受けて、果樹を栽培するものです。

4番は、郷分町の受人が、遠方で耕作できない神奈川県大和市の渡人から申請地を譲受け、水稻及び野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

5番は、水呑町の受人である社会福祉法人が、同町の渡人から申請地の贈与を受け、施設利用者が農作業を行うリハビリテーション農園として利用するものです。

6番は、田尻町の受人が、引野町の渡人から申請地の持分5分の2につ

いて贈与を受けて、野菜を栽培するものです。

7番と8番は関連案件で、沼隈町の受人が、同町のそれぞれの渡人から申請地を譲受け、新規就農して水稻を栽培するものです。

9番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

5番を除く、いずれの受人も、農作業経験があり、必要な農機具も確保済或いは確保予定であり、営農に支障がないこと、及び、5番は、社会福祉法人がリハビリテーション農園として利用するものであるため、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8番  
(平)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、6月26日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員6名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第4号5件、議案第6号7件の合計16件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」3ページ10番から12番について報告します。

10番は、柳津町の受人が本郷町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を栽培する計画です。

11番は、神村町の受人が南蔵王町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、水稻を栽培する計画です。

12番は、柳津町の受人が東京都板橋区の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、水稻及び野菜を栽培する計画です。

いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11番  
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について報告をします。

北部地区では、6月26日の午後1時40分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号5件、議案第4号4件、議案第6号23件の合計32件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ13番から5ページ17番について報告をします

13番は、芦田町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

14番は、加茂町の譲渡人が、高齢で耕作困難となったため、同町の譲受人である子に、申請地を贈与するもので、譲受人は、新規就農して、水稻及び野菜を栽培するものです。

15番は、加茂町の譲受人が、神辺町の譲渡人から申請地を譲受け、譲受人は、新規就農して、野菜を栽培するものです。

16番は、大阪府東大阪市の譲渡人が、遠方で耕作が困難なため、駅家町の譲受人に申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻、野菜及び果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

17番は、駅家町の譲受人が現在、広島市安佐北区の譲渡人から申請地5筆の内、田・畑の2筆を借受けて耕作していますが、このたび、譲渡人からの贈与により、小作地の解放を行うもので、譲受人は、引き続き、水稻及び野菜を栽培するものです。

いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号の5番については、譲受け人の経営面積が下限面積に達していませんが、社会福祉法人がリハビリテーション農園として利用する場合は、農地法施行令第2条第3項第4号により、例外として許可が可能です。別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はありません。

その他の案件につきましては、調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、また、農業委員会が定める下限面積を超えていることから。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員	(質疑なし)
議長	質問等もないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(全員挙手)
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します 西部地区の報告をお願いします。
4番 (岡本)	それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ1番について報告します。 山手町の申請人が、耕作困難となったため、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。 場所は、山手小学校の南、約350メートルのところでは。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。
議長	次に、松永地区の報告をお願いします。
8番 (平)	それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ2番について報告します。 本郷町の申請人が売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。 場所は、本郷小学校の北、約820メートルのところでは。 なお、農振農用地区域からは除外済です。 現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明があればしてください。
事務局	議案第2号の2件については、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農

地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等がないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2番 (藤井) それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」7ページの1番について報告します。

新涯町の法人が、埼玉県朝霞市の譲渡人から新涯町の田1筆566㎡を譲受けて、露天資材置場として転用するものです。

場所は、新涯大橋の南、約100メートルです。

現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われる、転用に問題ないと思われま。

なお、申請地はすでに露天資材置場として利用されているため、始末書の提出を受けています。

議長 次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番  
(岡本)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 7 ページの 2 番から 9 ページ 9 番について報告します。

2 番は、山手町の受人が、申請地に使用貸借権を設定して同町の渡人である母親から借受け、住宅を建築するものです。

場所は、山手小学校の西北西、約 5 0 0 メートルのところですか。

3 番と 4 番は関連案件で、山手町の受人が、郷分町の渡人である祖母から申請地を譲受け、3 番で、住宅を建築し、4 番で、資材置場として利用するものです。

場所は、郷分幼稚園の南東、約 1 5 0 メートルのところですか。

5 番は、広島市の受人が、千田町の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、内海ふれあいホールの東、約 2 5 0 メートルのところですか。

6 番は、箕島町の受人である法人が、新涯町の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、箕島小学校の東南東、約 6 0 0 メートルの福山テクノ工業団地の南側です。

7 番は、東手城町の受人である法人が、新涯町の渡人から申請地を譲受け、隣接の雑種地と一体で露天資材置場として利用するものです。

場所は、箕島小学校の東南東、約 6 0 0 メートルの福山テクノ工業団地の南側です。

8 番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び庭として利用するものです。

場所は、能登原小学校の北東、約 1 キロメートルのところですか。

9 番は、鞆町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、貸露天資材置場として整備し、受人の勤務する会社へ貸すものです。

場所は、阿藻珍味の西、約 1 0 0 メートルの主要地方道鞆松永線の南側のところですか。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(谷本)

神辺地区農地調整協議会の審議内容について報告します。

神辺地区農地調整協議会は、6 月 2 6 日午前 9 時より現地調査を行い、午前 1 1 時より神辺支所 3 階 3 1 会議室で、協議会委員 6 名全員の出席により、議案第 3 号 3 件、議案第 6 号 1 8 件の合計 2 1 件について、審議しました。

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9ページ10番から12番について報告をします。

10番は、下御領で自動車部品の製造、販売業を営む法人が、申請地に使用貸借権を設定して、借受け、太陽光発電による最大46.4kWを売電する計画です。

11番は、上竹田で自営業を営む譲受人が、申請地を譲受け、作業車及び従業員用の露天駐車場を確保する計画です。

12番は、駅家町で土木建築業を営む法人が、申請地を譲受け、神辺周辺で不足する露天資材置場を確保する計画です。

すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第3号の1番、6番、7番は、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり相当数の街区を形成している区域であるため、また、12番は、井原鉄道井原線御野駅から500メートル以内に存在するため、それぞれ第2種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決をいたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。  
東部地区の報告をお願いします。

2番  
(藤井)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の10ページ1番について報告します。

曙町五丁目の申請人が、曙町五丁目の田1筆3.47㎡について、昭和42年頃から庭敷として利用し、現在に至るものです。

場所は市立曙小学校の南、約100メートルです。

現地確認を行いました。農地への復元は困難であり、農地性は無いと判断しました。

議長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4番  
(岡本)

議案第4号「非農地証明について」の10ページ3番から11ページ13番について報告します。

3番は、引野町の申請人によるもので、申請地を昭和55年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

4番、5番、10番は、神戸市の申請人によるもので、4番と10番は、昭和50年頃から、5番は、昭和48年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

6番は、熊野町の申請人によるもので、昭和50年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

7番は、熊野町の申請人によるもので、昭和55年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

8番は、熊野町の申請人によるもので、昭和50年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

9番は、熊野町の申請人によるもので、昭和55年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

3番から10番の場所は、いずれも沼南高校鷹の巣農場の北、約400メートルから450メートルのところ。です。

11番は、岡山市の申請人によるもので、昭和48年頃から住宅の敷地及び庭として利用し、現在に至っております。

場所は、水呑小学校の南東、約300メートルのところでは。

12番は、田尻町の申請人によるもので、昭和57年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、高島小学校の東、約750メートルのところでは。

13番は、沼隈町の申請人によるもので、昭和51年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、沼隈体育館の西北西、約150メートルのところでは。

なお、3番から10番及び12番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8番  
(平)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の11ページ14番から12ページ18番について報告します。

14番は、山口県山口市の申請人が昭和45年頃から耕作放棄していたため、雑木等が繁茂し、山林となっております。場所は、本郷保育所の東、約360メートルのところでは。

15番は、神村町の申請人が昭和36年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、神村東保育所の北西、約780メートルのところでは。

16番は、金江町の申請人が平成元年頃から庭として利用し、現在に至っております。場所は、精華中学校の東、約380メートルのところでは。

17番は、金江町の申請人が昭和30年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、JA松永南支店の西、約350メートルのところでは。

18番は、瀬戸町の申請人が昭和45年3月26日から駐車場び庭として利用し、現在に至っております。場所は、藤江公民館の西、約130メートルのところでは。

なお、全て、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

いずれも、現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番  
(安原)

それでは、議案第 4 号「非農地証明について」の 1 2 ページ 1 9 番から 2 2 番について報告します。

1 9 番は、芦田町の申請人が、昭和 6 0 年頃から、露天資材置場として利用し、現在に至っております。

場所は、市立動物園の南西、約 4 0 0 メートルのところですか。

2 0 番は、加茂町の申請人が、昭和 5 8 年頃から、住宅敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、加茂保育所の北東、約 4 0 0 メートルのところですか。

2 1 番は、加茂町の申請人が、昭和 6 0 年頃から、進入路として利用し、現在に至っております。

場所は、加茂小学校の北東、約 4 5 0 メートルのところですか。

2 2 番は、大阪市平野区の申請人が、昭和 6 0 年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となり、現在に至っております。

場所は、駅家南中学校の東、約 2 0 0 メートルのところですか。

なお、2 0 番から 2 2 番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第 4 号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2 番  
(藤井)

それでは、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」13 ページ 1 番と 2 番について報告をします。

1 番は、相続人である子が、申請地である新涯町三丁目の畑 1 筆 9 0 6 m<sup>2</sup>と田 1 筆 7 7 9 m<sup>2</sup>の内 6 7 9 m<sup>2</sup>を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。

申請農地は耕作されており、野菜や水稻が栽培され適正に管理されています。

場所は、市立新涯小学校の東、約 1 0 0 メートルのところ です。

2 番は、相続人である子が、春日町六丁目の田 1 筆 1, 0 5 6 m<sup>2</sup>を相続して畑として利用し、相続税の納税猶予特例適用の農地として申請するものです。

申請農地は耕作されており、イチジクや野菜が栽培され適正に管理されています。

場所は、市立緑ヶ丘小学校の東、約 5 0 0 メートルのところ です。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番  
(岡本)

議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」13 ページの 3 番について報告をします。

瀬戸町の申請人によるもので、被相続人の子が、申請地 3 筆を相続し特例の適用を受けようとするもので、田は耕起してあり、畑は野菜を作付けしてあり、今後も、引続き水稻及び野菜を栽培する意向を確認しております。

なお、226 番 1 の一部は駐車場及び倉庫となっており、1204 番 1 の一部は小屋が設置して有りましたので、納税猶予の適用対象面積から除外しています。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画案の決定について」を上程します。

西部地区から報告をお願いします。

4 番  
(岡本)

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の14ページ1番から15ページ9番について報告します。

全体で、件数9件、筆数14筆、面積15,673平方メートルで、借人は、個人が6人、法人が1人の7人となっております。

内訳は、新規分が、件数5件、筆数5筆、面積8,829平方メートル、更新分が、件数4件、筆数9筆、面積6,844平方メートルとなっております。

また、栽培作物は、水稻、野菜、果樹となっております。

なお、いずれの案件とも、福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番  
(平)

それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の15ページ10番から16番について報告します。

合計で、7件、11筆、面積5,323㎡です。地目別では、田8筆、3,918㎡、畑3筆、1,405㎡です。

新規、更新の別は、新規分4件、8筆、4,086㎡。更新分が3件、3筆、1,237㎡です。

担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、すべての案件が、農用地利用集積計画として適当である判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番  
(安原)

それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の16ページ17番から18ページ39番について報告します。

全体で、件数23件、筆数27筆、面積27,590平方メートルです。

内訳は、新規分が、件数19件、筆数22筆、面積25,629平方メ

ートル，更新分が，件数4件，筆数5筆，面積1，961平方メートル  
となっております。

地目別では，田が，22筆，25，460平方メートルで，畑が，5筆，  
2，130平方メートルです。

担当委員から調査，報告があり，協議会で審査しましたが，いずれの案  
件も，農用地利用集積計画として適当であると判断しました。

議 長

次に，神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(谷本)

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用  
地利用集積計画案の決定について」の18ページ40番から21ページ5  
7番について報告します。

全部で，18件，35筆，32，604㎡です。地目別では，田が33  
筆31，800㎡，畑が2筆804㎡です。

権利別では，賃借権の設定は，田2筆，2，597㎡です。使用貸借権  
の設定は，田31筆，29，203㎡，畑2筆804㎡です。

権利の設定期間別では，3年が14件，田28筆，26，264㎡，畑  
2筆，804㎡です。6年が1件，田2筆，2，597㎡です。10年が  
3件，田3筆，2，939㎡です。

新規，更新別では，新規分は，13件で田25筆，24，609㎡，畑  
2筆，804㎡です。更新分は，5件で田8筆，7，191㎡です。

作物別では，水稻の作付は，9件で14筆，12，717㎡です。野菜  
の作付は，9件で21筆，19，887㎡です。

担当委員から調査，報告があり，協議会で審査しましたが，全ての案件  
が福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し，農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の各要件を満たしており，農用地利用集積計画として適  
当であると判断しました。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により，農業委員  
会の決定を経て，農用地利用集積計画を定めるものです。

議案書14ページから21ページに57件の案件を上程していま  
す。

15ページ9番，18ページ36番，20ページ52番，54番  
は，農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付

き貸借」により、それぞれ法人が、使用貸借権を農地の所有者と設定するものです。

次に、14ページ7番、15ページ14番、16ページ22番、24番は、「新規就農促進措置」によるものです。

1,000㎡未満であっても、1筆を単位として、3年間に限って利用権の設定を行うものです。14番、22番、24番は更新の案件です。

次に、15ページ13番は、市街化区域内の農地です。法第17条第2項の規定により市街化区域内においては利用権設定を行わないとされていますが、本案件は、市街化区域以外の農地と一体として農業上の利用が行われるものであるため、利用権設定を行うものです。

本計画案は、4月末を締切りとして、87筆、81,190平方メートルの申し出がありました。

内訳は、田が、76筆、70,038平方メートル、畑が、11筆、11,152平方メートルです。

全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。

議 長                   これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員                   (質疑なし)

議 長                   質問等もないようですので、採決します。  
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員                   (全員挙手)

議 長                   全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。

議 長                   次に、追加議案第7号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。  
東部地区の報告をお願いします。

2番  
(藤井)                  それでは、追加議案第7号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」追加1ページ1番について報告します。

広島地方裁判所福山支部より6月21日付けで、現況に係る照会がありました。現地調査したところ、すでに露天駐車場として利用されており、非農地として回答するものです。

なお、平成27年8月18日付けで、農地法第4条の届出を受理しています。

場所は、市立日吉台小学校の東、約100メートルです。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等もないようですので、採決します。  
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。

議長 次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局 専決処分及び届出等について、ご説明します。

22ページから28ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、14件を事務局長専決で受理しました。

次に、29ページから32ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、33ページから47ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条18件、5条56件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。

次に、48ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられ

ます。

1件届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。

次に49ページ「農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による協議書の受理について」です。電気事業者が送電用施設の設置のために一時転用するものです。転用目的が電気事業者が送電用施設やその設置のための敷地として転用する場合には、農地法第4条の「農地の転用の制限の例外」の適用を受けられます。1件の協議を受理しています。

次に50ページ、51ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が8件ありました。

次に、52ページ及び追加報告の「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかつたことから申請されたものです。

取消しの理由は、1番は届出人の変更によるものです。改めて41ページ34番で届け出が行われています。

2番は、使用貸借権の設定から所有権移転への変更によるものです。改めて7ページ3番で許可申請が行われています。

3番と4番は、計画の中止によるものです。3番は本年第1回農地部会において。また4番は昨年第8回農地部会においてそれぞれ許可相当の議決を受けています。2件とも関連法令がありましたので許可していませんでしたが、このたび取り下げ願いが提出されました。

専決処分及び届出等については以上です。

議 長

専決処分・届出等の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言等もないようですので、2017年(平成29年)第6回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、7月31日開催の予定です。  
皆様お疲れ様でした。

午前10時48分閉会